

平成29年第2回市会定例会
議案等提出一覧

I 一般議案		32件
1	地方自治法第180条に基づく専決処分報告	4件 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告ほか3件
2	地方自治法第179条に基づく専決処分報告	2件 公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定についての専決処分報告ほか1件
3	諮問	2件 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問ほか1件
4	条例の制定等	8件
	(1) 条例の制定	2件 横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委員会条例の制定ほか1件
	(2) 条例の一部改正	6件 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正ほか5件
5	町区域の設定等	2件 泉区における住居表示の実施区域及び方法ほか1件
6	道路の認定廃止	1件 末吉橋第313号線等市道路線の認定及び廃止
7	財産の無償譲渡	1件 鶴見区鶴見中央一丁目所在市有建物の無償譲渡
8	負担付き寄附の受納	1件 公園施設の負担付き寄附の受納
9	訴えの提起	2件 市営住宅明渡し等についての訴えの提起ほか1件
10	調停	1件 治療費保障に係る書類作成請求調停事件についての調停
11	指定管理者の指定	1件 公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定
12	契約の締結等	7件
	(1) 契約の締結	5件 新横浜公園の総合競技場（横浜国際総合競技場）競技用照明設備改修工事請負契約の締結ほか4件
	(2) 契約の変更	2件 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業契約の変更ほか1件
II 予算議案		1件
1	補正予算	1件 平成29年度横浜市一般会計補正予算（第1号）
合計		33件

平成29年5月12日発送
平成29年5月19日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長	佐藤 広毅	Tel 045-671-2046
(予算議案について) 財政局財政課長	高澤 和義	Tel 045-671-2230

I 一般議案

件名	概要
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（4件）	
市報第1号 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告	市営住宅使用料の滞納に係る訴えの提起、和解及び民事調停 ①訴えの提起 件数: 1件 総額: 約806千円 ②和解の成立 件数: 16件 総額: 約2,916千円 平均: 約182千円/件 ③調停の申立て 件数: 4件 総額: 約1,810千円 平均: 約453千円/件 ④調停の成立 件数: 1件 総額: 約235千円
市報第2号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 健康福祉局 1件 環境創造局 6件 資源循環局 14件 道路局 4件 消防局 13件 教育委員会事務局 2件 南区 2件 保土ヶ谷区 1件 金沢区 1件 緑区 1件 青葉区 2件 都筑区 1件 泉区 1件 合計: 49件 総額: 約9,555千円 平均: 195千円/件
市報第3号 損害賠償請求事件についての訴訟上の和解の専決処分報告	民事訴訟法に基づく訴訟上の和解 (事件概要) 26年2月、市立小学校において加害児童が被害児童を押し、机に背中や後頭部を打った (和解内容) 本市は、本件小学校において児童間での暴力行為が発生したこと及びこれにより原告らが学校生活に不安を抱くこととなったことについて遺憾の意を表明する 等 (専決年月日) 29年2月2日
市報第4号 一般廃棄物処理手数料請求事件に係る訴えの提起についての専決処分報告	訴訟物の価額が5,000,000円以下の債権の徴収に係る訴えの提起 (訴えの要旨) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第44条第1項の規定に基づく、一般廃棄物処理手数料の未払い分の支払い等を求める (相手方) 京和興業株式会社及び株式会社イーブライト (訴訟物の価額) 2,567,920円 (専決年月日) 29年1月18日
2 地方自治法第179条に基づく専決処分報告（2件）	
市報第5号 公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定についての専決処分報告	28年4月1日より管理運営を行っている横浜市体育協会・株式会社ケイミックス・さかえ区民活動支援協会グループ構成員の株式会社ケイミックスが分社化し、公共施設の管理運営事業を新会社である株式会社ケイミックスパブリックビジネスが引き継いだため、事業の承継団体を指定管理者に指定する (名称) 栄公会堂及び栄スポーツセンター (指定管理者) 横浜市体育協会・株式会社ケイミックスパブリックビジネス・さかえ区民活動支援協会グループ 代表者 公益財団法人横浜市体育協会 (中区尾上町6丁目81番地) (指定期間) 29年4月3日～29年6月6日 (議決日) (専決年月日) 29年4月3日 (関係議案) 市第17号議案

<p>市報第6号 否認請求を認容する決定に対する異議事件に係る控訴の提起についての専決処分報告</p>	<p>否認請求を認容する決定に対する異議事件に係る1審判決に対する控訴 (判決概要) 本市(原告)が破産者から生活保護法第63条に基づき返還を受けた金員について、破産管財人(被告)による破産法第162条第1項第1号イの否認権の行使を認めた等 (控訴理由) 生活保護法及び破産法の趣旨に照らして、本市が生活保護費の返還を受けたことは、債権者平等の原則を害するものとはいえない。また、生活保護法第63条に基づく返還自体に何ら違法性はなく、本件が否認の対象になると、今後の実務にも大きな支障が生じる (相手方) 破産管財人 (専決年月日) 29年4月11日</p>
---	---

3 諮問 (2件)

<p>諮問市第1号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問</p>	<p>横浜市長が、28年8月26日に横浜市退職手当条例第11条の4第1項の規定に基づいて行った一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分の全部又は一部を取り消す裁決を求める審査請求 (審査請求人) 中区在住の男性 (諮問内容) 棄却 (根拠法令) 地方自治法第206条第2項 (議会への諮問)</p>
<p>諮問市第2号 下水道使用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問</p>	<p>下水道使用料の徴収等に関する事務について横浜市長の委任を受けた水道事業管理者が、28年9月27日に横浜市下水道条例第18条第1項の規定に基づいて行った下水道使用料徴収処分を取り消し、又は変更する裁決を求める審査請求 (審査請求人) 港北区在住の女性 (諮問内容) 棄却 (根拠法令) 地方自治法第229条第2項 (議会への諮問)</p>

4 条例の制定等 (8件)

(1) 条例の制定 (2件)

<p>市第1号議案 横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委員会条例の制定</p>	<p>附属機関の設置 (内容) 名称: 横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委員会 所掌事務: 都筑区における区民文化センターの基本構想についての調査審議 組織: 委員15人以内 (施行日) 公布の日</p>
<p>市第2号議案 横浜市都筑区における区民文化センター等整備予定地活用事業者選定委員会条例の制定</p>	<p>附属機関の設置 (内容) 名称: 横浜市都筑区における区民文化センター等整備予定地活用事業者選定委員会 所掌事務: 区民文化センター等整備予定地活用事業における事業者の提案の審査及び当該事業者の選定に関する事等 組織: 委員7人以内 (施行日) 規則で定める日</p>

(2) 条例の一部改正 (6件)

<p>市第3号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正</p>	<p>利用する特定個人情報を追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の一部改正に伴う関係規定の整備 (内容) ①利用する特定個人情報に年金給付関係情報を追加 ②引用条文の改正 (施行日) 公布の日</p>
--	---

市第 4 号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正	主たる事務所の所在地の変更 (名 称) 特定非営利活動法人ワーカーズわくわく (主たる事務所の所在地) 瀬谷区瀬谷四丁目30番地の2 → 同区南台一丁目17番地の3 (施行日) 公布の日
市第 5 号議案 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正	泉区における町区域の設定に伴う改正 (内 容) 泉区の区域に和泉中央北四丁目、和泉中央北五丁目及び和泉中央北六丁目を加える (施行日) 規則で定める日 (関係議案) 市第9号議案・市第10号議案
市第 6 号議案 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正	介護保険法施行規則の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) ①主任介護支援専門員の定義を変更 ②主任介護支援専門員の更新期間起算日の定義を変更 (施行日) 公布の日
市第 7 号議案 横浜市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正	公共下水道に排水する工場等の水質基準等に関する暫定基準の一部見直しに伴う改正 (内 容) ①窒素の含有量の基準に係る適用の猶予期間を変更(当分の間 → 32年3月31日まで) ②磷の含有量の基準に係る暫定基準及び猶予期間を削除(既存の工場等については、30年3月31日までの猶予期間あり) (施行日) 公布の日 ※6頁参照
市第 8 号議案 横浜市公園条例の一部改正	(内 容) ①横浜公園の公園施設として設けられる建築物の面積割合を変更(2% → 7%) ②横浜公園の運動施設等の特例として上乗せできる建築面積の割合を変更(10% → 31%) ③横浜公園の野球場に係る使用料の変更(現行)土地借受料等 → (変更後)土地借受料+興行主から徴収する額の8% (施行日) 公布の日 等 (関係議案) 市第13号議案 ※7頁参照

5 町区域の設定等(2件)

市第 9 号議案 泉区における住居表示の実施区域及び方法	(実施区域) 和泉町の一部 (方 法) 街区方式 (関係議案) 市第5号議案・市第10号議案
市第 10 号議案 泉区における町区域の設定及び変更並びにこれらに係る字区域の変更及び廃止	住居表示の実施に伴う町区域の設定及び変更並びに字区域の変更及び廃止 (町区域の設定) 和泉中央北四丁目、和泉中央北五丁目、和泉中央北六丁目 (町区域の変更) 和泉町の一部 → 上飯田町 (字区域の変更) ①和泉町字地藏原の一部 → 上飯田町字中島 ②和泉町字神田の一部 → 上飯田町字水溜り (字区域の廃止) 住居表示実施区域内の字区域 (関 係 議 案) 市第5号議案・市第9号議案

6 道路の認定廃止(1件)

市第 11 号議案 末吉橋第313号線等市道路線の認定及び廃止	(認 定) 末吉橋第313号線など17路線 (廃 止) 師岡第393号線など27路線 } 合計44路線
------------------------------------	---

7 財産の無償譲渡（1件）	
市第12号議案 鶴見区鶴見中央一丁目所在市有建物の無償譲渡	京浜急行電鉄株式会社より、京急鶴見駅高架下リニューアル工事に合わせて、公衆トイレの改修及び維持管理を行いたい旨の申し出があったため、当該建物を無償譲渡する (所在地) 鶴見区鶴見中央一丁目30番22号 (種類) 公衆トイレ (床面積) 30.36㎡ (相手方) 京浜急行電鉄株式会社
8 負担付き寄附の受納（1件）	
市第13号議案 公園施設の負担付き寄附の受納	横浜公園の野球場と一体となる建築物等を受納する (寄附物件) スタンド席、個室観覧席、屋上テラス席、回遊デッキ等 (寄附者) 株式会社横浜スタジアム (負担内容) 寄附物件の供用を開始した日から40年を経過する日までの間、都市公園法及びその他関係法令に基づき、寄附者が横浜公園の野球場を公園施設として管理運営することを認め、そのために必要な許可等の手続きを行う (関係議案) 市第8号議案
9 訴えの提起（2件）	
市第14号議案 市営住宅明渡し等についての訴えの提起	市営住宅の明渡し、損害賠償金の支払を求める (相手方) 市営サンフラット関内（中区）在住の男性 (提訴理由) 使用権がないにもかかわらず市営住宅を占有しており、明渡期限到来後も明渡しに応じないため
市第15号議案 市営住宅明渡し等についての訴えの提起	市営住宅の明渡し、損害賠償金の支払を求める (相手方) 市営金沢住宅（金沢区）在住の男性 (提訴理由) 他に迷惑を及ぼす行為をしたことを理由として本市が請求した市営住宅の明渡しについて、明渡期限到来後も応じないため
10 調停（1件）	
市第16号議案 治療費保障に係る書類作成請求調停事件についての調停	横浜簡易裁判所の調停条項案に基づき、調停に合意する (調停申立人) 鶴見区在住の男性 (調停内容) ①27年10月に市立中学校での部活動中に申立人が受傷した傷害が原因で、今後、手術等の治療が必要となった場合には、その補償について申立人と本市で協議を行う ②本市は、解決金として270,000円を申立人に支払う 等
11 指定管理者の指定（1件）	
市第17号議案 公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定	(名称) 栄公会堂及び栄スポーツセンター（栄区桂町） (指定管理者) ①横浜市体育協会・株式会社ケイミックスパブリックビジネス・さかえ区民活動支援協会グループ 代表者 公益財団法人横浜市体育協会（中区尾上町6丁目81番地） (指定期間) 29年6月7日～33年3月31日 (関係議案) 市報第5号
12 契約の締結等（7件）	
(1) 契約の締結（5件）	
市第18号議案 新横浜公園の総合競技場（横浜国際総合競技場）競技用照明設備改修工事請負契約の締結	競技用照明設備工事、仮設工 各一式 (工事場所) 港北区小机町3,300番地 (契約金額) 2,667,600,000円 (完成期限) 30年3月31日 (契約相手) きんでん・三栄・共栄社建設共同企業体

市第 19 号議案 高速横浜環状北西線北八朔換気所 新築工事（建築工事）請負契約の締結	鉄筋コンクリート造地下2階地上1階建 1棟 （工事場所）緑区北八朔町217番地の4 （契約金額）717,120,000円 （完成期限）30年11月30日 （契約相手）松尾・日飛建設共同企業体
市第 20 号議案 高速横浜環状北西線東方換気所新 築工事（建築工事）請負契約の締結	鉄筋コンクリート造地下2階地上1階建 1棟 （工事場所）都筑区池辺町3,179番地の15 （契約金額）854,280,000円 （完成期限）30年11月30日 （契約相手）渡辺・根本建設共同企業体
市第 21 号議案 新港ふ頭9号岸壁整備工事（その 3・本体製作及び下部工）請負契約 の締結	岸壁築造工 本体製作工・下部工 （工事場所）中区新港二丁目14番の3地先公有水面 （契約金額）1,222,236,000円 （完成期限）30年3月31日 （契約相手）東洋・りんかい日産建設共同企業体
市第 22 号議案 高速横浜環状北西線立坑内部構築 工事委託契約の締結	立坑内部構築工事 一式 （履行場所）緑区北八朔町218番地の4及び都筑区東方町658番地の3 （契約金額）1,992,492,000円 （履行期限）32年3月31日 （契約相手）首都高速道路株式会社

(2) 契約の変更(2件)

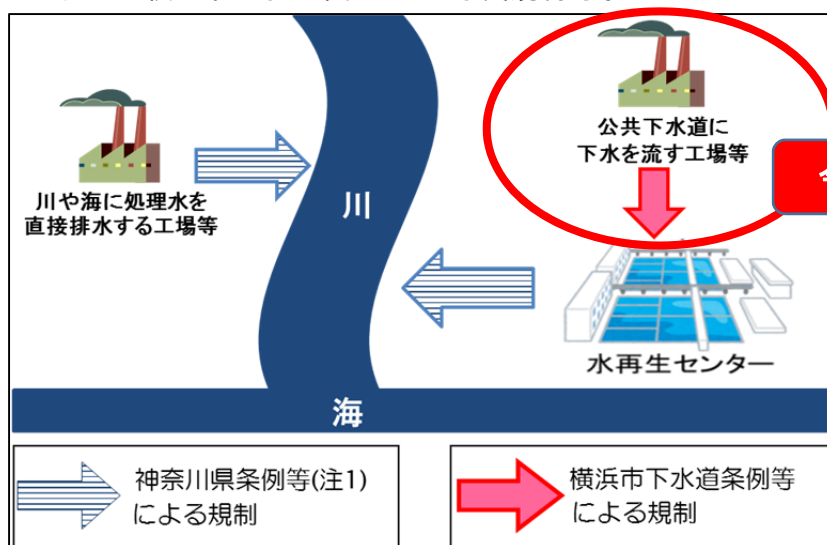
市第 23 号議案 戸塚駅西口第1地区第二種市街地 再開発事業に伴う公益施設整備事業 契約の変更	契約金額の変更 （契約金額）16,685,820,641円 → 16,979,767,783円（約1.76%増） （変更理由）戸塚区総合庁舎の2階と3階を結ぶエスカレーターを設 置することに伴い、29年度以降の設計・建設及び維持管理・運営の 対価が変更となるため
市第 24 号議案 高速横浜環状北西線（下谷本地区 ）街路整備工事（橋りょう上部工） （その2）請負契約の変更	工事概要及び契約金額の変更 （工事概要）鋼製橋りょう築造工 総重量 3,210 t → 2,975 t （契約金額）4,580,744,400円 → 4,442,288,400円（約3.02%減） （変更理由）橋りょうの点検方法の見直しに伴い、点検施設が不要と なったため、設計の一部を変更する

市第7号議案 横浜市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正

1 概要

東京湾の水質改善を目的に、神奈川県が平成28年12月に条例を改正し、水再生センターから川や海に流している処理水に対し、窒素及び磷の暫定基準の見直しを行いました。本市ではこれを受け、公共下水道に下水を流している工場等に対しても同様に見直しを行うため、横浜市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正します。一部改正により、水再生センターの負荷を抑制し、公共用水域の富栄養化対策の一層の推進を図ります。

図1 横浜市下水道条例による水質規制対象



注1 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例

2 横浜市下水道条例における水質基準改正案

本市では、水再生センターの処理能力を勘案し、次のような見直しを行います。

- (1) 窒素の基準値については、暫定基準を継続し 240mg/L、その適用期間を「当分の間」から「平成32年3月31日まで」とします。
- (2) 磷については、暫定基準を終了し、本則基準の 16mg/L を適用します。ただし、既存の工場等については本則基準適用までに周知期間として附則で猶予期間を設けます（平成30年4月1日から適用）。

表1 横浜市下水道条例の水質基準改正案

区分	現行		改正案	
	基準	期間	基準	期間
窒素	240 (暫定基準)	当分の間	240 (暫定基準)	平成32年 3月31日まで
磷	32 (暫定基準)	当分の間	16 (本則基準)	(施行日)公布の日 ※1

※1 既存の工場等については、平成30年4月1日から適用

※2 工場等への規制については、水再生センターの処理水が東京湾へ流入する区域にある工場等で、かつ1日当たりの排出量が50立方メートル以上である場合が対象になります。(環境省令に定める排水基準が、東京湾への1日当たりの排水量が50立方メートル以上である事業場の排水に適用されるため)

市第8号議案 横浜市公園条例の一部改正
市第13号議案 公園施設の負担付き寄附の受納

(株)横浜スタジアムから、40年間の管理運営を行うことを前提に、横浜公園の野球場（以下「横浜スタジアム」）を増築し、本市に寄附をする計画の提案がありました。提案では、約6,000席の増席やバリアフリー対応のためのエレベーター設置、園内の回遊性向上のための回遊デッキの設置などが計画されています。

公園施設としての機能向上や公園利用者の利便性向上につながり、オリンピックの開催や関内周辺の街のにぎわいづくりなどにも大きく資するものであるため、今回の提案を受け入れることとし、負担付き寄附の受納議案を提出します。

また、負担付き寄附の受納議案の提出にあわせて、横浜公園の建ぺい率及び横浜スタジアムの使用料を改正するため、横浜市公園条例の一部を改正する議案を提出します。

1 公園施設の負担付き寄附の受納

今回、(株)横浜スタジアムが提案している増築については、同社の負担で実施し、完成後に増築物を本市に寄附する計画です。寄附にあたり条件が付されているため、地方自治法第96条第1項第9号の規定に基づき、負担付き寄附の受納議案を提出します。

(1) 寄附物件

(株)横浜スタジアムが行う横浜スタジアムの増築工事により、既存の横浜スタジアムと一体となる建築物及び附属物一式

(2) 本市の負担

増築部分の工事が完了し供用を開始した日から40年間、(株)横浜スタジアムが横浜スタジアムを公園施設として管理運営することを認め、そのために必要な手続きを行います。

2 横浜市公園条例の一部改正

(1) 建ぺい率の上限の改正

現在の横浜公園の建ぺい率は建設時に国の了解を得た特例的な考え方に基づき算定しているため、負担付き寄附を受納するにあたり、本市の他の公園と同様の算定方法に改めます。

	現 在	改正案
公園の建ぺい率	2%	2%（横浜公園にあっては7%）
運動施設等の特例（建ぺい率の上乗せ）	10%	10%（横浜公園にあっては31%）

《横浜公園の建ぺい率》

	現 在 上限12%	増築・改修後 上限38%
建設当時（昭和53年）の考え方による建ぺい率	7.80%	（約9.7%）
他公園と同様の算定による建ぺい率	（27.96%）	約37.3%

(2) 横浜スタジアムの使用料の改正

現在は、株式会社横浜スタジアムが横浜スタジアムを使用する際の使用料は、条例が定める「横浜スタジアムの使用料の特例」により、本市が国に支払う横浜公園の国有地使用料と同額を徴収しています。今回の負担付き寄附の受納議案により、同社に40年間の管理運営を認めるにあたり、株式会社横浜スタジアムから徴収する使用料を改正します。

《使用料の改正内容》

現 行	株式会社横浜スタジアムが横浜スタジアムを使用する場合の使用料 横浜スタジアムに係る土地借受料及び光熱水費を基準として、規則で定める。
改正案	株式会社横浜スタジアムが横浜スタジアムを管理する場合の使用料 横浜スタジアムに係る土地借受料及び横浜スタジアムで、入場料を徴収するプロ興行（プロ野球、コンサート）を開催する際に、株式会社横浜スタジアムが興行者から施設使用に係る費用として徴収した額の8%を基準として、規則で定める。

※光熱水費は会社が電力水道事業者等に直接支払うものとします。

3 施行期日

建ぺい率の改正については、公布と同時に、横浜スタジアムの使用料の改正については、規則で定める日（供用開始日）から施行します。

Ⅱ 予算議案

件名	概要
1 補正予算(1件)	
市第25号議案 平成29年度横浜市一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正 補正額 15,000千円

平成 29 年度5月補正予算案の概要

5月補正では、市民からの寄附金を活用した高規格救急車の購入に必要な歳入歳出補正を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計

1事業

15百万円

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 消防車両購入費

15百万円〔その他(寄附金)〕

磯子区在住の市民からの寄附金を活用し、高規格救急車1台を購入します。

◆寄附の概要

- ・寄附者 磯子区在住の市民
- ・寄附金額 15百万円(サポーターズ寄附金:「消防力の向上」)
- ・寄附者の意向 救急車両の購入に役立ててほしい

◆今回の補正内容

高規格救急車の購入(磯子消防署に配備) 15百万円

◆参考資料: 歳入歳出補正総括表

一般会計

(単位: 百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他 (寄附金)	市債	一般財源
消防	消防車両購入費	15	0	0	15	0	0
一般会計 合計		15	0	0	15	0	0